

九州フラッグフットボール協会 規約

平成 21 年 3 月 16 日

第 1 条（名称）

本団体は九州フラッグフットボール協会（以下、九州協会と呼ぶ）と称する。

日本フラッグフットボール協会（以下、日本協会と呼ぶ）の組織上は九州ディビジョンを指す。

第 2 条（事務局）

本協会は、事務局を福岡県に置く。

第 3 条（目的）

九州協会は、九州地区におけるフラッグフットボールの普及と振興に努め、青少年の健全な育成をはかり、もって国民体力と社会文化の向上に寄与することを目的とする。

第 4 条（事業）

九州協会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- （ 1 ） フラッグフットボールの普及発展と技術向上に関する企画及び指導
- （ 2 ） 国内のフラッグフットボール大会の主催または後援
- （ 3 ） フラッグフットボールに関する国際試合の主催または後援
- （ 4 ） フラッグフットボール競技規則の制定
- （ 5 ） フラッグフットボール競技者の安全対策
- （ 6 ） フラッグフットボール競技場の設置運営
- （ 7 ） フラッグフットボールの審判ならびに指導者の育成
- （ 8 ） アメリカンフットボールの普及
- （ 9 ） その他、前項の目的を達成するために必要な事業

第 5 条（協力関係）

九州協会は日本協会の九州地区支部団体として日本協会の活動に協力する。
また、事業遂行のためアメリカンフットボール各組織と協力する。

第 6 条（会員団体）

九州地区で九州協会規定のフラッグフットボールを競技する団体で九州協会の趣旨に賛同し、九州協会に入会を希望する団体は、理事会の議を経て会員団体となることができる。

第 7 条（登録）

会員団体は原則として毎年 4 月 30 日までに、事務局に対し、別に定められた九州協会会費および個人登録料をそえて、規定の登録用紙を以て登録しなければならない。

- 2 一旦納入された九州協会会費および個人登録料は返還しない。

第8条（退会）

会員団体が退会しようとするときは、その理由を付して退会届を提出し、理事会の承認を受けなければならない。

2 会員団体が解散した場合は、自動的に退会とする。

第9条（カテゴリー）

会員団体は次のカテゴリーに分ける。

(1) キディー 競技者が12歳以下（小学生）の男女によって構成されている団体

(2) ジュニア 競技者が15歳以下（中学生）の男女によって構成されている団体

(3) レディース 競技者が12歳以上（小学校を卒業した者）の女子によって構成されている団体

(4) シニア 競技者が15歳以上（中学校を卒業した者）の男女によって構成されている団体

なお、上記の年齢は当該年度4月2日を基準とする。

第10条（役員・役職理事および監事）

九州協会に下記の役員・役職理事および監事をおく。

(1) 役員 会長（1名） 副会長（1名）

(2) 役職理事 理事長（1名） 副理事長（1名）

総務担当（1名） 会計担当（1名）

競技部担当 キディーカテゴリー代表（1名）

ジュニアカテゴリー代表（1名）

レディースカテゴリー代表（1名）

シニアカテゴリー代表（1名）

指導者担当（1名） ルール担当（1名）

普及担当（1名） 広報担当（1名）

事業担当（1名）

(3) 監事（2名）

2 やむを得ない場合、役職理事は兼担することができる。

第11条（理事）

九州協会の理事は、理事選出権保有団体より推薦された各1名と日本協会・九州協会の推薦する学識経験者理事によって構成される。

2 会員団体は2年以上の大会参加により1名の理事選出権をもつ。

3 キディーおよびジュニアカテゴリーの理事選出権保有団体推薦の理事は20歳以上の団体代表者とする。

第12条（役員・役職理事および監事の選任）

役員および役職理事は理事会において理事の中から選出する。

2 監事は理事会において選任される。

第13条（役員・役職理事および監事の職務）

- （1）会長は九州協会を代表し、会務を統括する。
- （2）副会長は会長を補佐し、会長不在のときは会長の職務を代行する。
- （3）理事長は理事会の決議および本規約に基づき、会長を補佐し、理事会を統括して会務を執行する。
- （4）副理事長は理事長を補佐し、理事長不在のときは理事長の職務を代行する。
- （5）競技部各代表は各カテゴリーの大会運営等の活動執行に責任を持つ。
- （6）総務・会計・指導者・ルール・普及・広報・事業の各担当は日本協会の各職務に準ずる。
- （7）監事は九州協会の財産の状況を監査するとともに、理事の業務執行の状況を監査し必要に応じ、理事会に対し監査結果を報告する。

第14条（役員・役職理事・理事および監事の任期）

九州協会の役員・役職理事・理事および監事の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 役員・役職理事・理事および監事は任期満了後でも、後任が就任するまではその職務を行う。

3 欠員補充や動員により就任した役員・役職理事・理事および監事の任期は、前任者または現任者の残任期間とする。

第15条（役員・役職理事・理事および監事の解任）

役員・役職理事・理事および監事は以下の各号の一つに該当するときは、理事現在数の3分の2以上の議決により、役員・役職理事・理事および監事を解任することができる。

- （1）心身の故障のため、職務の遂行に耐えられないと認められたとき。
- （2）職務上の義務違反、その他役員・役職理事・理事および監事にふさわしくない行為が認められたとき。

第16条（理事会）

理事会は九州協会の最終決議機関とする。

2 通常理事会は、年1回（原則として3月）会長が招集し、議長となる。

3 臨時理事会は、会長または理事長が必要と認められたとき、あるいは理事現在数の3分の1以上から理事会に付すべき事項を示して開催を請求されたとき、その請求から1カ月以内に会長が招集し、議長となる。

4 会長が認めた者は、理事会に出席して意見を述べることができる。ただし、議決に加わることはできない。

5 会長は、理事会を通信手段によって行うことができる。

第17条（理事会の決議）

理事会は理事の3分の2以上の出席を以て成立する。ただし、理事会議事につき書面を以て委任状を提出したものは出席とみなす。なお、理事会への委任は会長が代表して取り扱う。

2 理事会の議決は出席者の過半数を以て決する。可否同数の場合は議長の決するところによる。

3 第15条第5項の通信手段による理事会の成立および議決は、その回答をもって本条第1項および第2項を適用する。

第18条（理事会の決議事項）

理事会は、日本フラグフットボール協会会則およびこの規約で別に定める事項のほか、次の事項を議決する。

- (1) 規約の改正あるいは変更に関する事
- (2) 年度の事業計画および収支予算に関する事
- (3) 年度の事業報告および収支決算に関する事
- (4) 九州協会の運営上必要なことで、会長または理事長が必要と認めて付議すること

第19条（役職理事会）

役職理事会は、役員・役職理事をもって構成される。

2 役職理事会は、九州協会の重要事項（九州協会が選任する役員人事を含む）に関し、提案・立案・審議を行い、その討議結果を理事会の議決に委ねる。

3 役職理事会は、5月・9月に理事長が招集し、議長となる。また、会長または理事長が必要と認めたとき、あるいは役職理事現在数の3分の1以上から役職理事会に付すべき事項を示して開催を請求されたとき、その請求から1カ月以内に臨時役職理事会を理事長が招集し、議長となる。

4 緊急止む得ない場合で、理事会が不成立となるか、あるいは会長が理事会の招集が不可能であると認めたときには、たとえ理事会の議決事項に属する事項であっても役職理事会が審議し決議することができる。ただしこの場合は、次期理事会における承認を要する。

5 会長または理事長が認めた者は、役職理事会に出席して意見を述べることができる。ただし、議決に加わることはできない。

6 理事長は、役職理事会を通信手段によって行うことができる。

第20条（役職理事会の決議）

役職理事会は役員・役職理事の3分の2以上の出席を以て成立する。ただし、役職理事会議事につき書面を以て委任状を提出したものは出席とみなす。なお、役職理事会への委任は理事長が代表して取り扱う。

2 役職理事会の議決は出席者の過半数を以て決する。可否同数の場合は議長の決するところによる。

3 第17条第6項の通信手段による役職理事会の成立および議決は、その回答をもって本条第1項および第2項を適用する。

第21条（役職理事会の決議事項）

役職理事会において下記の事項を議決する。

- (1) 事業計画
- (2) その他

第22条（専門部会）

役員および役職理事は、その職務を遂行するために理事会の議を経て専門部会を設置することができる。

- 2 役員および役職理事はすべての専門部会に出席して意見を述べることができる。
- 3 専門部会の決定事項は理事会の承認を要する。

第23条（議事録）

九州協会のすべての会議は議事録を作成し、議長および出席者の代表が署名押印の上保存するとともに九州協会の役員・役職理事および監事あるいは会員団体からの要請があった場合には閲覧に供さなければならない。

- 2 理事会の議事録はすべての会員団体に送付される。

第24条（支部）

九州協会は理事会の議を経て、支部を設置することができる。

第25条（会計年度）

九州協会の会計年度は毎年4月1日より翌年3月31日までとする。

第26条（経費）

九州協会の事業遂行に要する費用は、以下の収入で賄う。

- (1) 九州協会会費、九州協会への個人登録料および大会等の参加費。ただし競技者が中学生以下で構成される会員団体に関しては九州協会会費を徴収しない。
- (2) 九州協会主催の事業に伴う収入
- (3) アメリカンフットボール各地区連盟および各種団体・個人よりの寄附金
- (4) その他の収入

第27条（収支予算および決算）

九州協会の収支予算は理事長が作成し、会長と理事会の承認を得なければならない。

- 2 九州協会の収支決算は会計担当役職理事の責任において、正確に記帳・保管され監事の監査を受け、会長と理事会の承認を得なければならない。

第28条（表彰）

九州協会に対し、特に顕著な貢献をした者を理事会の決議により表彰することができる。

第29条（懲罰）

九州協会の名誉を毀損し、または、九州協会の規約および決議に従わない会員団体、理事に対し、理事会の決議により、次の懲罰を課することができる。

1. 戒告
2. 譴責
3. 権利停止
4. 除名
5. 罷免

6. その他処分

第30条（付則・細則）

九州協会は本規約の実施のために必要な付則・細則を理事会の決議により設けることができる。

2 本条第1項の付則・細則の改正あるいは変更は理事会の決議により行う。

（付則）

第1条 従前、日本フラグフットボール連盟九州ディビジョンに属した権利義務は、本協会が継承する。

第2条 第6条および第11条第2項の規定にかかわらず、協会設立当初の会員団体および理事選出権保有団体は次のとおりとする。

（1）キディーカテゴリー

熊本ビースト
マッスル長系

（2）ジュニアカテゴリー

飯塚三中
池尻中
マッスル長系

（3）レディースカテゴリー

別府大
マッスル長系

（4）シニアカテゴリー

A P U
大分カボス
大分ピストルズ
北九州ストライダース
熊本ビースト
博多ブラウنز
福岡クーガース
マッスル長系

第3条 第12条の規定にかかわらず、協会設立当初の役員・役職理事および監事は次のとおりとする。

役員（会長）	福田 馨
（副会長）	青木 哲也
役職理事（理事長）	山下 弘喜
（副理事長）	大川 沢
（総務）	小原 茂樹
（会計）	小原 茂樹（兼担）
（キディー代表）	石井 健一
（ジュニア代表）	山下 弘喜（兼担）
（レディース代表）	中原 万利子

(シニア代表) 堀 宏至
(指導者担当) 山本秀信
(ルール担当) 森田哲生
(普及担当) 池田哲哉
(広報担当) 平井賢司
(事業担当) 福田二郎

監 事

入江英二

伊藤 聡

- 2 前項の役員の任期は第14条の規定にかかわらず平成23年3月31日までとする。
- 3 本規約は、平成21年3月16日より施行する。

(細 則)

第 1 条 (九州協会会費)

九州協会規約第 7 条規定の九州協会会費は会員団体あたり毎年10000円とする。

第 2 条 (個人登録料)

九州協会規約第 7 条規定の個人登録料は個人あたり毎年500円とする。

参考

九州フラッグフットボール協会の年間事業計画

年 間 計 画		
4月		各連盟への援助(案)を決定 グラント獲得
5月	役職理事会	各連盟会議を受けて 交流戦・NFL大会原案作成 講習会日程・会場決定 講習会案内状郵送
6月	春季交流戦・NFLフラッグ九州大会 フラッグフットボール指導者講習会	
7月	NFLフラッグ日本大会・日本協会理事会(関西)	
8月	九州協会登録申請締め切り	九州予選原案作成
9月	役職理事会	
10月	日本選手権九州大会	
11月		
12月	日本選手権西日本大会(関西)	
1月	日本選手権(東京ドーム)	来年度のグラント獲得
2月		決算・予算のまとめ
3月	理事会	決算・予算報告

2009年12月1日九州協会規約に一部変更

総務理事

高本康則 氏

(現在総務理事の小原氏は会計理事を専任し兼担を解除)

(新設)医事担当理事

武田 康志 氏

福岡スポーツクリニック院長

変更点

10条(2)医事担当(1名)を挿入

13条(6)医事を挿入

17条3 第15条第5項を第16条第5項に修正(誤りの訂正)

20条3 第17条第6項を第19条第6項に修正(誤りの訂正)

付則 第3条3 本規約は、平成21年12月1日より施行する。